

●香川県選挙管理委員会告示第17号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定により、不在者投票を行うことができる施設として、特別養護老人ホームおりいぶ荘、おりいぶ荘ユニットショートセンター及び有料老人ホームはまひるがお内海を指定したので、平成19年香川県選挙管理委員会告示第13号（不在者投票を行うことができる施設として指定した施設）の一部を次のように改正する。

平成30年2月20日

香川県選挙管理委員会委員長 白 井 敏 雅

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
1・2 略			1・2 略		
3 老人ホーム			3 老人ホーム		
名 称	所 在 地	指定年月日	名 称	所 在 地	指定年月日
略			略		
住宅型有料老人ホームさくらガーデン喜楽	略		住宅型有料老人ホームさくらガーデン喜楽	略	
特別養護老人ホームおりいぶ荘	高松市太田下町2020 - 1	平成30年2月14 日			
おりいぶ荘ユニットショートセンター	高松市太田下町2020 - 1	平成30年2月14 日			
特別養護老人ホーム紅山荘	略		特別養護老人ホーム紅山荘	略	
略			略		
特別養護老人ホームうちのみ	略		特別養護老人ホームうちのみ	略	
有料老人ホームはまひるがお内海	小豆郡小豆島町安田 乙158-2	平成30年2月14 日			
特別養護老人ホーム白山山荘	略		特別養護老人ホーム白山山荘	略	
略			略		
4・5 略			4・5 略		